農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

氷見市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 市全域

(1) 現況

本市は、県の北西部に位置しており、豊かな山並みと富山湾に囲まれている。 平野部では営農組織や中核農業者による農地の集積が進んでおり、主に水田を 中心とした経営が展開されるとともに、富山湾に面した海岸部では、ネギ等の 園芸作物の栽培による農業経営の複合化が行われている。しかし、ほ場整備開 始から半世紀を迎える地域が多く見られ、地域ぐるみでの農業施設の維持管理 が必要となっている。

県境に位置する中山間地域においては、棚田オーナーの実施やはざ掛け米等の販売による平野部との区別化を行っているが、農業者の高齢化に伴う活動の低下や後継者の確保が懸念されており、近隣集落との連携による農地保全や担い手への農地集積に取り組む必要がある。また、野生獣害による農作物の被害が拡大しており、関係機関との被害防止対策が急務となっている。

近年、農業の有する環境保全効果や安全な農産物等への関心の高まりを受け、エコファーマーや有機農業者の増加が見られており、今後は、この取り組みに併せて、自然資源を活用した冬期湛水の実施や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、生物多様性に効果の高い営農活動への取組面積の拡大を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、農業者等が共同で取り組む農業生産活動や農地・水路などの保全活動及び、環境と調和した農業生産方式の導入を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促 進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲 げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定めるにあたっては、その区域

設定しない

5 その促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

5-1 市内における推進体制の整備

農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業の取組の効果的な促進を 図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営 農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われる ことが必要である。

このため、県、市町村、農業団体等の関係機関・団体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことができるよう推進体制を整備するものとする。

5-2 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、 県は、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携の 推進に努めるものとする。

5-3 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり 定めることとする。

(1)対象農用地の基準

1)対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域の うちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以 上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1 h a 未満の団地であ っても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行な われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。 また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場 合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。ア 対象地域

/ 外外地域

- (ア) 市内全域(半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法)
- (イ) 氷見市仏生寺、碁石、八代、薮田 (特定農山村地域における農林 業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
- (ウ) 氷見市仏生寺、熊無、八代、女良(棚田地域振興法)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放 牧地15度以上とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 市町村長の判断による
- ①緩傾斜農用地

緩傾斜農用地すべてを対象とする。

②高齢化・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄地率:田:8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(2)集落協定の共通事項 設定なし

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせ市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項 設定なし